告　示

埼玉県告示第二百六十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により桶川市加納原土地区画整理組合から桶川都市計画事業加納原土地区画整理事業について換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十一年三月二十二日

埼玉県知事　上　田　清　司